

校則の改定手続きについて

生徒指導提要第3章「3.6 生徒指導に関する法制度と運用体制」にある「3.6.1 (3) 校則の見直し」を踏まえ、本校校則に準ずる指導基準について、以下の方法を改定の手続きとする。

(1) 生徒・保護者へアンケートを実施

第2回生活・学習実態調査(1月ごろ)で自由記述式のアンケート項目を作成し、回答を集約する。

回答内容は生徒指導部で精査(※)したのち、ホームページへ掲載して周知する。

※指導基準の見直しに該当しないものや、掲載できないものを排除することを指す

(2) 生徒の参画

アンケートを実施した年度の生徒会役員(本校は後期生徒会役員)を生徒代表として集約内容を議論する。

(3) 保護者・雇用主への聴取

アンケートを実施した翌年のPTEA総会(5月ごろ)にて、アンケート結果、生徒会による議論を報告し、保護者・雇用主より意見を聴取する。

(4) 指導基準の審議

アンケート結果、生徒会による議論、保護者・雇用主の意見から、生徒指導部、運営委員会、職員会議の順で審議する。審議による結果はホームページへ掲載して周知する。

(5) 指導基準の改定

指導基準が見直され、新たな指導基準となった場合は、職員による審議を行った次年度より正式に改定する。改定された指導基準は年度初め(4月上旬)にホームページへ掲載し周知する。

令和5年度 制定

令和6年4月1日より施行